

ハウライ コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

(目的)

第1条 ハウライ コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、ハウライ株式会社（以下「当社」という。）のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を定め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、当社が、株主、お客さま、取引先、役職員及び地域社会等、様々なステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第3条 当社の経営における普遍的な考え方として経営理念※を定め、企業活動を行う上での拠りどころとして位置付ける。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレートガバナンスの強化及び充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効的なコーポレートガバナンスを追求する。

※経営理念（コーポレートコンセプト）…詳細は巻末に記載

①ハウライの企業姿勢「ハウライの信念」

②ハウライの経営方針「ハウライは4つのコミュニケーションを大切にします」

(コーポレートガバナンス体制の整備および充実に関する基本方針)

第4条 当社は、次の基本方針に沿ってコーポレートガバナンス体制の整備および充実を図る。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主、お客さま、取引先、役職員、地域社会等、様々なステークホルダーの立場や権利等を尊重し、適切な関係の構築を図る。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会その他の機関による監督・監視・監査を通じて、内部統制、コンプライアンス及びリスク管理体制の実効性を担保する。当社の役職員は、かかる監督・監視・監査に対し、常に真摯に対応する。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

(ガイドラインの位置付け)

第5条 本ガイドラインは、当社の役職員が当社のコーポレートガバナンスを実現するための行動指針とする。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利の確保)

第6条 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を念頭に、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うよう努める。

(株主総会における議決権の尊重)

第7条 株主総会における議決権の行使は株主の権利であり、次のとおり株主が議決権を適切に行使できるように努める。

- (1) 株主総会招集通知を早期に発送及び開示し、株主がその内容を十分に検討できるだけの時間を確保する。
 - (2) 株主との対話の充実と、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。
 - (3) 株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報を的確に提供する。
 - (4) 株主総会に出席する株主だけでなく、全ての株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。
- 2 株主総会において会社提案議案に20%以上の反対票が集まった場合、反対の理由と反対票が集まった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株主の権利の保護)

第8条 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性及び合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に対し当該行為の内容を適切に開示する。

- 2 買収防衛策の導入及び運用に際しては、その必要性及び合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。
- 3 当社の株式が公開買付けに付された場合には、当該公開買付けに対する取締役会の考え方を株主に対し適切に開示する。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げない。
- 4 前項のほか、株主が当社の株式を売却する権利を不当に妨げない。

(株主の平等性の確保)

第9条 いずれの株主もその有する株式の内容及び数に応じて平等に扱う。

(株主の利益に反する取引の防止)

第10条 株主の利益を保護するため、役員等の当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。

- 2 取締役及び主要株主等と当社間の取引について、重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を要するものとする。

(資本政策の基本方針)

第 11 条 当社は、持続的な成長による企業価値の向上を図ることを目的として、財務基盤の強化および高収益性の実現を図る。

- 2 利益配分については、企業体質の維持、強化のため、内部留保に意を用いつつ、業績、配当性向等も十分勘案しながら、安定的、かつ長期的な配当を実現することを基本方針とする。

(政策保有株式)

第 12 条 当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、政策保有に関する方針を開示する。

- 2 毎年、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクがコストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会で保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示する。
- 3 政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行う。

第 3 章 株主以外のステークホルダーとの関係

(株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係)

第 13 条 中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、取引先、役職員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの円滑な協働やその利益を尊重し、良好な関係の維持に努める。

- 2 企業活動を行う上での拠りどころである経営理念に、すべての役職員が共有すべき価値観「**ホウライの信念**」と、当社がステークホルダーに対し果たすべき使命「**ホウライは 4 つのコミュニケーションを大切にします**」、当社がステークホルダーの信頼を得るための行動指針「**コーポレート・モラルティ**」※を掲げ、当社の全役職員に対し周知及び浸透を図る。

※行動指針「コーポレート・モラルティ」…詳細は巻末に記載

(サステナビリティ)

第 14 条 事業を遂行する中で、(1) お客さま・消費者、(2) 社会・環境、(3) 株主・市場、(4) 従業員・取引先に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献する。

- 2 持続可能な社会の実現を目指す上での当社の基本姿勢を経営理念（「**ホウライの信念**」、「**ホウライは 4 つのコミュニケーションを大切にします**」）に定め、社会及び環境問題等持続可能性を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組むよう努める。

(ダイバーシティ)

第 15 条 女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土の醸成に努める。

(内部通報)

第 16 条 当社の役職員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

(アセットオーナー)

第 17 条 当社は、当社の企業年金が、運用の専門性を高めて、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう努め、運用状況のモニタリングを定期的に行う等の取組を実施する。

第 4 章 情報開示

(適切な情報開示と透明性の確保)

第 18 条 当社は、ステークホルダーの信頼の維持・向上を図るため、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指し、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って、適時、正確、明瞭、公平かつ継続的に情報開示を行う。

(会計監査人)

第 19 条 会計監査人の独立性を確保するよう努める。

2 監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行う。

(1) 会計監査人を適切に選定及び評価するための基準を策定する。

(2) 会計監査人が当社の会計監査を行うに足る独立性と専門性を有しているか否かを確認する。

3 取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行う。

(1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。

(2) 必要に応じ、会計監査人が取締役等から情報を得るための機会を設ける。

(3) 会計監査人が、監査役会、内部監査室及び社外取締役と十分な連携ができる体制を整備する。

(4) 会計監査人が不正等を発見し当社に対し適切な対応を求めた場合や、不備または問題点を指摘した場合に対応する体制を整備する。

第 5 章 コーポレートガバナンス体制

(機関設計)

第 20 条 当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。

2 当社はコーポレートガバナンスを常に最適化する観点から、最も適切と考えられる機関設計を選択する

(取締役会の役割および責務)

第 21 条 取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスの実現を通じて、当社が持続的

- に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。
- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、次の役割を果たす。
 - (1) 経営理念を踏まえて当社としての戦略を決定する。
 - (2) ステークホルダーの視点を踏まえて中長期的な経営計画を策定するとともに、その進捗状況を監督し、公正かつ透明性のある手続で業務執行者の評価および人事権の行使を行う。
 - (3) 内部統制システムに関する基本方針を定め、内部統制の有効性と効率性を維持するための内部統制システムの最適な運用及び整備に努める。
 - (4) 取締役会で決議する事項を明確に定め、経営幹部に適切に権限委譲を進めることにより意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項の報告を適切に求めて実効的な経営の監視を図る。
 - (5) 重要な業務執行の決定に際しては多面的に検討し、最善の意思決定を行う。
 - (6) 重要な役職が円滑に承継されるよう、後継者の育成について適切に監督を行う。
 - (7) 株主との間で建設的な対話を行う機会を確保するよう適切に監督を行う。
 - 3 取締役会は、監査役会および会計監査人ならびに内部監査室が十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保する。
 - 4 取締役会は、監査役または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

(役員資格および取締役会の構成)

- 第22条 取締役会は、定款に従い、15名以内の取締役および5名以内の監査役で構成する。
- 2 取締役会は、当社の事業に関して専門的な知見を有する社内取締役および別途定める社外役員¹の独立性判断基準（以下、「独立性判断基準」という。）を満たす独立社外取締役ならびに監査役で構成する。
 - 3 当社の社外役員は、すべて独立性判断基準を満たす者とする。員数については、独立社外取締役は2名以上、独立社外監査役は監査役の半数以上とする。
 - 4 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

(取締役会の議長)

- 第23条 取締役会議長は、代表取締役が務める。
- 2 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会を効果的かつ効率的に運営するよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、議案の審議に十分な時間を確保し、自由闊達で建設的な議論を行い、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮する。
 - 3 取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に共有されるよう努める。

(取締役会の運営)

第 24 条 取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定する。

- 2 取締役会において意義のある意見、指摘及び質問が行われるよう、取締役会の付議及び報告について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、資料の送付または説明に努める。
- 3 取締役会の年間スケジュールや予想される付議及び報告議案について予め決定する。
- 4 取締役会の運営に関する事項は、法令および定款に従うほか、別途、取締役会規程で定める。

(取締役会の実効性評価)

第 25 条 取締役会は、その職務の執行が本ガイドラインに沿って運用されているかについて、毎年、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

(委員会の設置)

第 26 条 当社は、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」および「リスク委員会」を設置する。

- 2 当社は、前項に定める委員会のほか、必要に応じて委員会を設置することにより、取締役会の機能強化を図る。

(指名・報酬委員会)

第 27 条 指名・報酬委員会は、取締役及び監査役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として設置する

- 2 指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された委員 3 名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。
- 3 指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議をし、取締役会に対して答申を行う。
 - (1) 取締役および監査役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
 - (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
 - (3) 取締役の報酬に関する事項
 - (4) 後継者計画（育成を含む）に関する事項
 - (5) その他委員会で審議を要する事項

(リスク委員会)

第 28 条 リスク委員会は、当社を取り巻く環境・リスクを認識し、当社の適切なリスクテイクを支える助言を行うため、取締役会の任意の諮問機関として設置する。

- 2 リスク委員会は、取締役会が選定した3名以上の取締役、社外監査役および外部有識者で構成し、その半数以上は社外取締役、社外監査役および外部有識者とする。
- 3 リスク委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議をし、取締役会に対して答申を行う。
 - (1)当社を取り巻く経営環境及びそれに付随するリスクに関する事項
 - (2)当社のリスク管理体制に関する事項
 - (3)その他委員会で審議を要する重要事項

(役員を選任・解任方針)

第29条 取締役は、幅広い多様な人材の中から、次の資質を満たす者を選任する。

- ①当社の持続的成長のために必要な専門的能力および豊富な業務・経営経験を有する者。
 - ②企業の社会的な責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者
- 2 社外取締役は、幅広い多様な人材の中から、次の資質を満たす者を選任する。
 - ①当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる虞が無いと認められ、幅広いステークホルダーの視点を有する者。
 - ②当社の経営理念を理解した上で、経営陣から独立した立場からのモニタリング機能と、広範かつ高度な知見に基づく当社経営に対する的確な助言者として役割を果たす者。
 - 3 監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を選任する。当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
 - 4 取締役および監査役の候補者は、第27条第3項(1)に基づく指名・報酬委員会における公正、透明かつ厳格な検討および答申を経た上で、取締役候補者は取締役会で決定し、監査役候補者は監査役会の同意を経た上で取締役会で決定する。
 - 5 役員職務の執行に関する懈怠、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合ならびに健康上の理由から職務の継続が困難となった場合には、当該役員解任に関する株主総会議案の内容ならびに代表取締役および業務執行取締役の地位の解任について、指名・報酬委員会における公正、透明かつ厳格な検討および答申を経た上で、取締役会で決定する。

(役員報酬に対する考え方および決定手続)

第30条 当社の役員報酬は、持続的な成長と企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する報酬体系とする。

- 2 独立社外取締役および監査役の報酬には、業績連動型の要素が含まれてはならない。
- 3 取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬等の総額の範囲内で、指名・報酬委員会の公正な審議および答申を経た上で取締役会が決定した算定方法により決定する。
- 4 株主総会の決議により決定した監査役全員の報酬等の総額の範囲内で、監査役会の協議に

より監査役の報酬を決定する。

(取締役の役割および責務)

第 31 条 取締役は、株主からの受任の責務に鑑みて善管注意義務および忠実義務を負う。

- 2 取締役は、職務を執行するために十分な情報を収集し、取締役会において積極的に意見を表明して議論を尽くしたうえで議決権を行使する。
- 3 取締役は、取締役会の議題を提案する権利および取締役会の招集を求める権利を適時かつ適切に行使することにより、当社の経営課題の解決を図る。
- 4 取締役は、株主の信任に応えるため、期待される専門能力および経営能力を発揮するために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
- 5 取締役は、ステークホルダーとの適切な関係の構築に留意しつつ、当社および株主共同の利益のために行動する。

(独立社外取締役の役割および責務)

第 32 条 独立社外取締役は、独立役員として株主の立場を踏まえ、前条に定める取締役としての役割のほか、次の役割を果たす。

- (1) 独自の知見や経験をもとに、経営計画などの具体的な目標を達成するために必要なアドバイスや潜在的なリスクの指摘を行う。
- (2) 代表取締役を中心とした取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 取締役会が決定した経営計画に照らして、経営の成果および経営陣のパフォーマンスを評価し、株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、指名・報酬委員会および取締役会で意見を表明する。

(監査役会の役割・責務)

第 33 条 監査役会は、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図るため、独立した客観的な立場から適法性・妥当性の観点で取締役の職務の執行の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、監査報酬に係る権限の行使等を通じて、企業の健全性を確保することについて責任を負う。

(監査役会の構成)

第 34 条 監査役会は5名以内の監査役で構成する。

- 2 当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。

(監査役会の運営)

第 35 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。

- 2 監査役会議長は、監査役会の議論の質を高め、監査役会を効果的かつ効率的に運営でき

るよう努める。この責務を果たすために、監査役会議長は、議案の審議に十分な時間を確保し、自由闊達で建設的な議論を行い、各監査役による監査の実効性を確保するために適時に適切な情報を得られるように配慮する。

- 3 監査役会議長は、監査役会より委嘱を受けた職務を執行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げてはならない。
- 4 監査役会の運営に関する事項は、法令および定款に従うほか、別途、「監査役会規程」および「監査役監査基準」で定める。

(監査役の役割および責務)

第 36 条 監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査する。

- 2 監査役は、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合には調査する。
- 3 監査役は、内部統制システムの整備および運用状況について監査する。
- 4 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役等に対する意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

(取締役・監査役に対する支援体制)

第 37 条 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすための情報収集を行うとともに、当社は 必要な情報提供を的確に提供するための体制の整備に努める。

- 2 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、その役割・責務を十分に果たすために必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求める。
- 3 当社は、取締役・監査役が必要に応じて弁護士・公認会計士等の外部専門家の助力を得られる体制構築を行うとともに、その必要な費用を負担する。
- 4 内部監査部門及びその他の執行部門は、取締役・監査役との連携を確保するとともに、取締役・監査役の職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的な提供を行う。

(取締役・監査役のトレーニング)

第 38 条 当社は取締役及び監査役に対し、その職責を十分に果たすため、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を継続的に提供する。

- 2 社外役員に対し、当社の経営理念、企業文化、経営環境等について継続的に情報提供を行うため、執行部門からの業務報告や事業部視察等の機会を設けるとともに、役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備する。
- 3 当社は、取締役及び監査役がその役割を果たすために必要な費用を負担する。

第6章 株主との対話

(基本方針)

第39条 当社は、株主との建設的な対話を通じて相互の信頼関係を築くことを経営の重点事項と位置付ける。

- 2 当社は、株主との建設的な対話を実現するため、積極的に株主構造の把握に努める。
- 3 当社は、定時株主総会、個別の訪問や面談などを通じて、株主との対話の充実を図る。
- 4 当社は、株主との対話にあたって、対話において未公表の重要な内部情報（インサイダー情報）が漏れることを防ぐために、「内部者取引に関する規程」に基づき、情報管理を徹底する。

(対話を促進するための体制)

第40条 株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は、次のとおりとする。

- (1) 株主との対話全般につき、総務部担当役員が統括し、株主との対話にあたっては、総務部が中心となって、総合企画部、財務企画部とともに適切に情報交換を行い、有機的に連携する。
 - (2) 株主との対話は、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役等が対応する。
 - (3) 株主との対話の手段を充実させるため、ホームページ等広報の充実を努める。
 - (4) 株主との対話を通じて把握した意見等は、その重要性および内容に応じて経営幹部や取締役会に報告する。
- 2 株主との対話において、資本政策の基本的な方針についても説明を行う。
 - 3 株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。
 - 4 経営計画を策定し、公表するにあたっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力や資本効率等に関する目標を提示するなど、その内容を具体的に説明する。

附則

1. 本ガイドラインの改廃は、総務部が起案し、取締役会の決議により改廃することができる。

令和3年11月19日制定

令和7年11月26日改定

社外取締役の独立性判断基準

ホウライ株式会社（以下「当社」という）では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えています。

- ①当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- ②当社の主要な取引先又はその業務執行者

注)・「主要な取引先」とは、過去 3 事業年度のいずれかにおいて、売上高の 2%以上の取引規模の取引先や、代替不可能な商品・サービスの提供者、多額の借入先である金融機関等をいいます。
・業務執行者とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者であり、業務執行取締役のみならず、執行役、執行役員及び重要な使用人（部長格以上）も含まれます。

- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

注)「多額」とは、当該専門家の役務提供の関与に応じて以下のとおりに定めます。

- (1) 当該専門家が個人として当社に役務提供をしている場合は、当社から收受している対価（役員報酬を除く）が、年間 1 千万円を超えるときを多額といたします。
- (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社に役務提供をしている場合は、当該団体が当社から收受している対価の合計額が、当該団体の年間総収入金額の 2%を超えるときを多額といたします。ただし、当該 2%を超えない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が收受している金額が年間 1 千万円を超えるときは多額とみなします。

- ④過去 2 年間に於いて、①から③に該当していた者

- ⑤次の a または b のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者及び二親等以内の親族
 - a ①から④に掲げる者
 - b 過去2年間に於いて、当社の業務執行者に該当していた者

注)「重要でない者」とは、重要な者（取締役、執行役員及び本部長・本社部室長以上の業務執行者及びそれらに準じる権限を有する業務執行者）以外の者をいいます。

経営理念

<1> ホウライの企業姿勢

《ホウライの信念》

- 一、ホウライは、役員も社員も情熱をもって事業の発展に努め、お客様からの信頼と評価を獲得する。
- 一、ホウライは、企業活動を通じて文化支援・社会貢献を充実させ、地域・社会との共生を図る。
- 一、ホウライは、日々の事業成果を適正な株価として結実させ、株主・投資家の期待に応える。
- 一、ホウライは、社員とその家族の幸福実現を目指し、同時に良き企業市民としての社会的責務を果たす。

それが私たちホウライの信念です。

<2> ホウライの経営方針

ホウライは、

4つのコミュニケーションを

大切にします。

ホウライは、企業倫理を守り、法令遵守体制を保ちながら経営・事業を行います。

そして、良き企業市民としての義務と責任を果たしながら、新しい価値を創造し続けます。

そのためには、4つの領域でのコミュニケーションをなによりも大切にします。

1. お客様・消費者とのコミュニケーションは誠実と熱意をもって

ホウライは、社員一人一人がホウライを代表しているという意識と責任感を常にもってお客様に接します。

ホウライは、商品やサービスを、ホウライの心を伝えるために誠実と熱意をもって提供します。

2. 地域・社会とのコミュニケーションによって共存共栄の実現を

ハウライは、良き企業市民として法令規則を遵守し、地域・社会とともにより良い環境の実現を目指し、その実現と保持に努めます。

ハウライは、創業以来の伝統である文化支援や社会貢献に、事業利益の社会への還元をふまえて様々な形で取り組みます。

3. 株主・投資家とのコミュニケーションは透明性の高い経営姿勢で

ハウライは、財務情報を始めとする経営情報の公正な開示を常に心掛け、適正な株価の維持実現に努めます。

ハウライは、常に経営の透明性を保ち、経営戦略や経営理念に裏付けられた事業展開の理解促進を図ります。

4. 社員・取引先とのコミュニケーションで互いの信頼獲得を

ハウライは、役員社員、そして事業パートナーである取引先の人たちと互いに理解交流を図り、信頼関係を築きます。

ハウライは、企業情報の円滑な流通と共有化を常に心掛け、互いの協力によって事業の発展に寄与することを使命と心得ます。

行動指針（コーポレート・モラリティ）

<1> 事業活動の推進

顧客・消費者・取引先の信頼を得るために

1. 調達

1. 公正な取引

私たちは、事業活動のための物資・サービス等の調達にあたり、関係法令を遵守し、公正な取引を行います。

※関係法令 独占禁止法、他

2. 市場取引ルール・取適法の遵守

私たちは、自社の商品・サービスの品質をひたすら向上させることによって正当な市場競争を行い、その結果として取引先の評価を獲得します。

取引においては、不当な返品や無理な値下げ要求、支払いの遅延や減額の要求などは断じて行わず、厳に公正に行います。

※関係法令 取適法、他

3. 私的利益の排除

私たちは、取引先との通常業務を通じた円滑なコミュニケーションの遂行によって信頼関係を構築し、維持します。

取引先からの、あるいは取引先への、金銭や物品など私的な利益を供与することは断じて行いません。

2. 生産・物流

1. 良質な商品の生産

私たちは常に品質を最優先に生産効率を考え、良質な商品を生産します。

※関連法令 製造物責任法、食品衛生法、他

2. 顧客に満足をもたらすものづくり

私たちは常に社会が求めているものを認識する努力をし、その上で顧客

ニーズを正しくとらえ、顧客にとって満足が得られる商品の実現と流通に努めます。

3. 公正な宣伝活動

私たちは、事実に基づく宣伝表現を行います。誇大広告や社会的差別表現、中傷誹謗や政治・宗教に関するものは一切宣伝表現の要素には用いません。

3. 営業

1. 営業情報の提供

私たちは、商品・サービス等の知識・情報を迅速かつ正確に提供し、顧客への積極的な提案型営業を行います。

2. 顧客の声を反映

私たちは、顧客の方々の率直な「声」を聞き、商品・サービスの進歩・発展に反映させる媒介となります。

3. 顧客満足の実現

私たちは、誠実・謙虚な対応で信頼を獲得し、顧客満足（CS = Customer Satisfaction）の実現を図ります。

4. 販売

1. 顧客に接する姿勢

私たちは、一人一人が、その時、そのお客様にとって「ハウライの代表」と意識して接し、私たちの言動や行動が、そのままハウライの企業評価を高めるよう努めます。

5. 商品・施設の安全性

1. 商品情報の表示・提供

私たちは、「お客様第一主義」を念頭に、お客様・消費者にとってなによりも重要な商品についての正確な情報を表示・提供いたします。

※「金融商品の販売等に関する法律」に基づく勧誘方針
保険業法の説明義務、他

※ 関連法令 食品表示法、景品表示法、他

2. 安全性の優先

私たちは、商品・施設の安全をなによりも優先し、開発・生産・販売において、また施設の運営・メンテナンス等にも最善を尽くします。

※関係法令 消防法、建築基準法、食品衛生法、公衆浴場法、水道法、他

3. 事故が発生した際の対応

私たちは、商品・施設の事故もしくは問題に直面した際は、ただちに関連部門と連絡協議し、別途定めた「緊急事態発生時の取扱要領」に従って、経営者が先頭に立って迅速かつ厳正に問題解決に努めます。

6.情報の管理

1. 顧客情報の守秘

私たちは、顧客情報を厳重に管理し、その漏洩や、顧客の了解のない利用等行うことのないよう取り扱います。

※関係法令 個人情報保護法、他

2. 適切な情報管理

私たちは、経営上の機密情報や事業関連データ等の漏洩の防止、不正利用の排除等、適切な情報管理に努めます。

※関連法令 金融商品取引法、不正競争防止法、他

3. 高度情報化への対応

私たちは、ネットワークシステムをより効率的に活用することによって、社内外における情報の受発信を円滑に行います。

7.法令と企業倫理の遵守

1. 誇りと礼節ある行動

私たちは、ホウライで働くことに誇りを持ち、一人一人がホウライを代表する心構えで礼節をわきまえ、一人一人への評価がホウライという企業のより良い評価となるよう心掛けます。

2. 企業倫理の遵守

私たちは、法令や社会倫理に反してまで利益追求することなく、公正を大前提として行動し、反社会的行為は徹底して排除します。贈賄、入札談合、カルテル、取引先への販売価格の拘束、架空取引等、法令に違反する行為や社会倫理に反する行為は一切行いません。

3. 関係法令の徹底

私たちは、国内外の関係法令について常に理解を深める努力を行い、社内規定としての制定、教育研修等様々な機会を設けて徹底を図ります。また、違反行為に対しては厳正に対処し、再発の防止に努めます。

<2> 私たちと社会との関係

地域・社会、株主・投資家の信頼を得るために

1. 環境への配慮

1. 環境保全への取り組み

私たちは、事業活動・商品・サービス等を通じて、地球環境に負荷をもたらさないよう努めます。また、地域の事業本部を介して地域環境の保全を図るよう努めます。

2. リサイクル経営への取り組み

私たちは、環境に関する国際基準を遵守します。

※関係法令 廃棄物処理法、水質汚濁防止法、省エネ法、他

2. 情報開示と広報

1. 情報公開への取り組み

私たちは、4事業のすべてにおいて、公正・健全な経営を行い、経営情報・事業情報を随時公開します。とりわけホームページでは、最新の情報を迅速かつ正確に発信します。

2. 経営情報・財務情報の適時開示

私たちは、透明性の高い情報開示（ディスクロージャー）を行い、株主の信頼を獲得するよう常に努めます。

関連情報は、証券取引所の規則に従い、正確かつ迅速に公表いたします（IR = Investor Relation）。

※関係法令 金融商品取引法、他

3. 社会貢献

1. 地域への貢献

私たちは、地域・社会との密接なコミュニケーションを図り、また地域・社会の新たな期待や要望を知るための機会を設け、逐次その実現を図ります。

2. 社会への貢献

私たちは、企業市民であることの責務として、また企業活動の成果を還元するために、企業総体として社会貢献します。

3. 製品による貢献

私たちは、良質な製品を提供することで、社会へ貢献します。

4. 行政団体との連携

私たちは、行政団体の指導・協力を仰ぎつつ、事業の整備・運営を行います。

<3> 私たちの職場

お互いの信頼関係を築くために

1. 活力ある職場

私たちは、安全かつ健康に配慮した職場環境を共に作り出し、共に堅持します。

また仕事の内容、職場環境の整備等によって、活力ある職場を保持します。

※関係法令 労働基準法、労働安全衛生法

※関係規定 従業員就業規則

2. 自己啓発

私たちは、勤労の基本となる知識や技術の習得に努め、さらにその進歩向上に常に取り組みます。

3. 人権尊重

1. 政治活動・宗教活動

ホウライの職場・職域・敷地内においては、すべての政治活動・宗教活動を禁止します。これは個人個人の宗教の自由、政治政党の自由を尊重し、職場においての無用な対立や争闘を排除するためです。

2. 人権の尊重

ホウライのすべての職場において、すべての働くひとの人権は守られます。すなわち、セクシャル・ハラスメントを始めとする嫌がらせは許されません。また宗教や政治観、国籍、人種、出身地などによる不当な差別も許されません。

※関係法令 男女雇用機会均等法、他